

保国発 0131 第 2 号
保高発 0131 第 1 号
平成 31 年 1 月 31 日

都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
後期高齢者医療主管課（部）
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局

御中

厚生労働省保険局国民健康保険課長
厚生労働省保険局高齢者医療課長
(公 印 省 略)

国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令及び後期高齢者医療の調整交付金の交付額の算定に関する省令の一部を改正する省令の公布及び施行について

国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令及び後期高齢者医療の調整交付金の交付額の算定に関する省令の一部を改正する省令(平成31年厚生労働省令第8号)については本日公布及び施行されたところです。改正の趣旨及び主な内容は下記のとおりですので、その旨御了知の上、貴管内市町村（特別区を含む。）等に周知を図られるとともに、その運用に当たっては十分に留意の上、遺漏なきようお願いいたします。

記

第1 改正の趣旨

平成30年10月から、生活扶助基準が最大5%を限度として段階的に引き下げられることを踏まえ、引下げ以前に財政支援の対象となる一部負担金減免措置の対象となっていた者が、生活扶助基準の見直し後も引き続き対象となるよう、財政支援の対象となる一部負担金減免措置に係る要件を見直すもの。

第2 改正の内容

財政支援の対象となる一部負担金減免措置に係る要件として、世帯の収入の額等の合計額に係る基準について、現行は生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項第1号から第3号までに掲げる扶助の基準に基づく基準額（以下「扶助基準額」という。）に10分の11を乗じて得た額を用いているところ、今後、扶助基

準額に次に掲げる率を乗じて得た額を用いることとする。

- ・平成30年1月1日～平成30年9月30日：10分の11
- ・平成30年10月1日～平成31年9月30日：885分の990
- ・平成31年10月1日～平成32年9月30日：870分の990
- ・平成32年10月1日以降：1000分の1155